参加と協働による、市民を主体とした 自治のまちづくりを進めるために (報告書)

平成28年2月17日 越谷市自治基本条例推進会議

目 次

1 %	はじめに 1
2 市	5民の思いをまちづくりにつなげるために 2
3 据	労働のまちづくりを進めるために 4
(1)	協働のまちづくりの方向性 4
(2)	組織間の連携を推進するための方策 6
	①「地域コミュニティ組織」、「市民活動団体」、「企業等」の連携
	ア 組織間の情報伝達手段の整備
	イ 交流・PRの場の確保
	ウ 組織間連携のコーディネーターの養成
	②「市と地域コミュニティ組織」、「市と市民活動団体」の 連携
	ア 協働事業の提案受け入れ窓口等の設定
	イ 市と各種組織の情報共有手段の整備
	ウ 市職員と各種組織メンバーの交流の場の設定
(3)	市民活動団体(NPO団体、ボランティア団体、ワーカー ズコレクティブ等)を対象とした実態調査10
(4)	まちづくりに資する団体への必要な支援方策11
	ア 市民活動支援センターの運用方法の工夫
	イ 資金面での支援制度の整備
	ウ 民間の補助事業等の情報収集・提供
4 É	月治基本条例のさらなる普及について13
5 t	rすびに15
6 1	美昌夕籓 16

1 はじめに

越谷市では、地方分権時代にふさわしい、これからの自治のまちづくりの基本となる「越谷市自治基本条例」が平成21年6月に制定、同年9月から施行されました。

自治基本条例は、市民が主役の住みよい自治のまちづくりを目指し、市民の 市政への積極的な参加や市民と市、市民相互などの協働による"自治の推進" を図るとともに、市の目指すべき方向として"豊かな地域環境の創造"を掲げ るなどまちづくりの最高規範として制定されたものです。

一方、社会環境は、人口減少に伴う少子高齢化の一層の進行、コミュニティ 意識の希薄化など、大きく変化しています。このような状況の中で、豊かな地 域環境が存続していくためには、市民が積極的にまちづくりに関わっていく、 参加や協働の仕組みづくりが求められます。

第1期及び第2期の「越谷市自治基本条例推進会議」では、所管事項である 自治基本条例の適切な運用に関する事項及び自治基本条例の普及に関する事項 について調査審議を行い、平成23年2月には「自治基本条例の実効性を確保 するための課題」として報告書を、平成24年1月には「自治基本条例の普及 に関する事項について」、平成26年2月には「自治基本条例の適切な運用に関 する事項について」答申を提出したところです。

私たち第3期の委員は、平成26年4月に委嘱され、これまでの報告書、答申の内容を踏まえながら、"みんなでつくる 住みよい越谷 自治のまち"の実現を目指し、そのための仕組みづくりや環境整備等について、11回の会議を開催し調査審議してきました。

このたび、自治のまちづくりを推進するためには、市民の市政への参加・参画と、さらに市と市民、市民相互の連携・協働が重要であるとの共通認識のもとに、調査審議の中で出た意見を、「参加と協働による、市民を主体とした自治のまちづくりを進めるために(報告書)」として整理しましたので、越谷市自治基本条例推進会議設置条例第2条第2項の規定により提出します。

2 市民の思いをまちづくりにつなげるために

越谷市自治基本条例(以下「条例」という。)前文には「わたしたちは、地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中で、市民としてまちづくりに参加する喜びが実感でき、それぞれの思いがまちづくりにつながるような参加と協働による自治のまちづくりに取り組み、それを一層すすめるための自治力の向上に努めます。そして、水と緑と太陽に恵まれ、人々のふれあいと連帯の中で、平和で安全・安心・快適に、しかも楽しくいきいきと幸せに暮らすことのできる豊かな地域環境を創造し、住みよい越谷市の実現に努めます。」と記されています。

前文に掲げられた越谷市を実現するため、基本原則として「参加」と「協働」、 そしてそのための「情報共有」の原則が挙げられています。

「参加の原則」には、市として市民参加を基本とした市政運営を推進すること、「協働の原則」には、市と市民が協働を基本としたまちづくりを進めることが規定されています。そして、「情報共有の原則」には、市と市民が、まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有することがうたわれています。いわば、「参加」「協働」によるまちづくりは、「情報共有」が実現してこそ、推進されるという関係になっています。

市民が主体となってまちづくりを進めるという「自治の基本理念」を実現するためには、その趣旨が市の施策の隅々まで息づいていることが必要であり、 条例が最高規範性を備えているのはそのためです。そして、まちづくりの根幹 を成す市政については、市民参加を基本に、効率的で透明性が確保されていな くてはなりません。このことが、市政運営の原則として明記されています。

第2期の越谷市自治基本条例推進会議(以下「推進会議」という。)では、平成26年2月18日に「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」答申しました。答申に際しては、「参加」「協働」「情報共有」の三原則に加え、「市政運営の原則」を中心に審議を進めた経過があります。その中で、とりわけ「協働」に関しては、委員の関心が高く、多くの意見が出されました。さらに、条例第25条には、市とともに公共を担うパートナーである地域コミュニティ組織や市民活動団体等との協働のまちづくりを推進するとともに、活動に対する支援に努めることが規定されています。そこで第3期の推進会議としては、「協

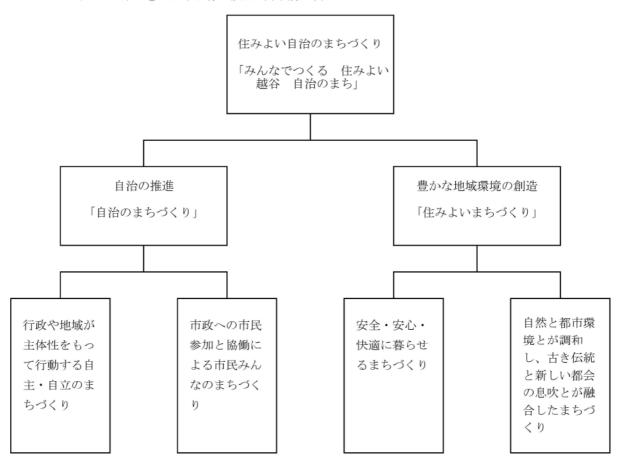
働」の推進や支援のあり方について、さらに審議を重ね、報告書にまとめることとしました。

参考図

市政における「自治基本条例」の位置づけ図

市政運営における、いわば"憲法"としての位置づけ(条例第2条)

- ─ 「どんなまちを目指して(WHAT)、どのような手順で(HAW)進めるか」の基本原則を定める最高規範─
- 1. まちづくりの基本理念と基本目標の設定(条例第1条)



2. 市政運営における最高法規としての位置づけ(条例第2条) 市の条例・規則等の解釈・運用ならびに基本構想・総合振興計画等の諸計画の策定および施行等の拠り所

3 協働のまちづくりを進めるために

(1) 協働のまちづくりの方向性

今日、市民のニーズは多様化し、また新たな地域課題が現れてきました。こうした課題等に対し、行政、市民、さまざまなコミュニティとの適切な分担と、お互いの連携・協働によって、対応することが求められています。

また、さまざまな分野の活動をすべて行政が担うことは、財政負担もさることながら、ノウハウ、人材の確保の点からも難しい状況となっています。

地域には自治会をはじめ、地縁を基盤にした地域コミュニティ組織が存在します。また、近年、子育てや福祉などを活動のテーマとしている市民活動団体の動きも活発になっており、それぞれのコミュニティが持つノウハウや人材を生かして活動を行っています。

協働を進めることによって、市民それぞれの思いがまちづくりにつながり、 また、まちづくりに参加している実感や意識が、一層の自治力の向上に結びついていくものと考えられます。

私たちの暮らしの中で、直面した地域課題に対して、住民が行政に対して要望のみ行うという、行政依存型の関係では、解決が図られない場合があります。 課題の解決に際しては、行政が為すべきこと、住民が為すべきこと、行政と住民が協力して為すべきことなどの役割分担の下に取り組むことが必要となります(図「協働のまちづくりのイメージ」参照)。

地域コミュニティ組織や市民活動団体などによる協働の取り組みが拡大しつつある一方、行政に対し関心がなく、または行政に依存し、まちづくりに参画する意識が希薄という市民が存在することも事実です。自らまちづくりに関わっていくという意識の醸成とともに、協働を進める環境づくりが必要です。

そこで、推進会議では、どのような協働の方法が有効であるか調査審議を行い(1)組織間の連携を推進するための方策 (2)市民活動団体(NPO団体、ボランティア団体、ワーカーズコレクティブ等)を対象にした実態調査

(3) まちづくりに資する団体への必要な支援方策の3つの項目で報告書をまとめました。

図「協働のまちづくりのイメージ」

行政に依存する市民と市の関係 要望 (課題の解決は 市におまかせ) 市 市民 行政サービス の提供 「自ら取り組む」市民と市の関係 協働 市 市民

公共分野における共通課題の解決に 市民及び市がそれぞれの立場で、また、ともに取り組む

(2) 組織間の連携を推進するための方策

①「地域コミュニティ組織」、「市民活動団体」、「企業等」の連携

現状と課題

代表的な地域コミュニティ組織として自治会があります(平成27年5月1日現在 376単位自治会、98,070世帯が加入)。自治会では、地域の防犯・防災活動、ごみステーションの管理や廃品回収、広報紙の配付など、地域に密着した活動が行われています。また、「地区コミュニティ推進協議会」(以下、地区コミ協)は、地区内の諸問題・諸課題を地区住民相互に話し合い解決を図ることを目的に、各地区の各種団体を構成員として、13地区に組織されています。地区コミ協では、地区のまちづくり事業、スポーツ・レクリエーション事業、生涯学習事業など、市内全域で毎年度400程度の事業が実施されています。

また、平成24年度に設置された市民活動支援センターには、市内で継続的に市民活動を行っている128団体が(平成27年12月31日現在)、そして、男女共同参画社会推進のための越谷市の拠点施設である「ほっと越谷」には、50団体が(平成27年12月31日現在)登録されています。さらに、市内では69法人がNPO法人として登録されています(平成27年12月31日現在)。

平成20年度から毎年度開催されている協働フェスタでは、市内で活動する市民活動団体、企業等が様々な展示や発表を行っています。平成27年度には74団体が参加しました。

また、様々な団体や企業等が、市と緊急時における応援協定を締結しており、 平成25年度には市内で発生した竜巻被害に市と協働で対応しました。

文教大学、県立大学とは包括連携協定を締結し、平成26年度には96事業 の連携を行いました。

このように、越谷市では地域コミュニティ組織や市民活動団体等、多くの組織が存在しており、それぞれが活発に活動しています。

様々なコミュニティは、それぞれの設置目的に沿った活動を行っていますが、 その団体が相互に交流する機会は多くありません。また、自身が所属している 組織以外の組織がどのような活動を行っているのかをよく知らないというのが 現状と思われます。

地域コミュニティ組織と市民活動団体等が連携することができれば、活動の 範囲や規模の拡大、活動内容の質の向上など、双方の得意分野を生かして相乗 効果を得ることができるものと考えられます。 そこで、地域コミュニティ組織と市民活動団体等を結びつける役割を持つ機 関やマンパワーが求められます。

目標

様々な組織の活動内容が広く知れ渡ること、そしてそのことにより、異なった組織同士が協力することができる環境がつくられ、それぞれの得意分野を生かして今より一層活発な活動が行われること。

取り組み

ア 組織間の情報伝達手段の整備

◆SNS¹ツール等を使って、色々な組織が情報をやり取りできる場を作る。

組織間の情報を伝達する手段として、手軽に情報をやりとりすることができるSNSツール等を活用することが有効であると考えられます。越谷市でも、市の情報発信手段としてツイッターを活用していますが、市政情報を発信するのみとなっています。SNSツールの特性である、双方向の交流を活発に行うため、市民主体の取り組みとして行われることが望ましいと考えます。さらに、大学との連携により、学生にSNSの運営をしてもらうことができれば、SNSが身近な若い世代の関心を得ることもできるのではないか、と思われます。

◆市民活動支援センターを、

市や各種組織の情報を集約して共有する場として、一層の活用を図る。

現在も市民活動支援センターは市民活動団体の情報を集約する場となっています。情報の共有のしかたをより一層工夫するとともに、市民活動団体だけではなく、市が実施する事業や地域コミュニティ組織のイベント等の情報も集約することが望ましいと考えます。また、各組織が実施を検討している段階の事業等の情報も収集し、組織が互いに助け合って事業を実施することができるような情報公開の方法を検討することを望みます。

^{1 《}social networking service》の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。ソーシャルネットワーキングサービス。代表的なものとしてはツイッター、フェイスブック等。

イ **交流・PRの場**の確保

各組織が他の組織へPRをすることができる場を設定する必要があります。 地域コミュニティ組織や市民活動団体が、お互いの活動を知ることができ、 知り合うことができる場を、地区センターや市民活動支援センターが企画、 設定できると良いのではないでしょうか。また、市民活動団体同士の交流が より一層活発になるよう、市民活動支援センターの運用を工夫することを望 みます。

ウ 組織間連携のコーディネーターの養成

様々な組織が活動していくにあたり、自らの組織にはない専門的な知識や技術を必要とする場面があります。そういったときに、必要とする人材やノウハウを持つ他の組織を紹介してつなぐことができるような、コーディネーターの役割を担える人材を養成する必要があると思われます。また、地区センターが、地域コミュニティ組織と市民活動団体等をつなぐための拠点となることが望ましいと考えます。

②「市と地域コミュニティ組織」、「市と市民活動団体」の連携

現状と課題

越谷市では、市内13地区ごとにある自治会連合会の支部や376の単位自治会に自治会振興交付金を交付し、運営を支援しています。また、集会施設の整備を行う自治会への補助、地区コミ協への助成金の交付を行うなど、各地区の創意工夫によるまちづくりを支援しています。こうした側面的支援を通じて、地域コミュニティ組織と市との連携が図られていますが、地域包括ケアシステムなど、新たな課題に対しては拡充が求められます。

市民活動団体については、特色あるふるさとづくりに資する事業に対して、越谷しらこばと基金により助成を行っています。また、各地区センターでは、NPO法人等の人材やノウハウを生かし、共催や事業委託等の方法により、子育てについての学び、保護者同士の交流、健康づくりのための講習会など様々な事業を実施しています。さらに、市民活動支援センターにおいて、市民活動の裾野を拡大するため、同センターと市民活動団体の協働で様々な事業を行っています。「出番です!わがまちNPO」を冠したシリーズの中では、同じ地域に住む人と子育てやまちづくりなどについて日頃感じていることを話し合う「かふぇとも」等の事業を実施しています。

しかしながら、市民活動団体等が市との協働事業を提案したいと考えたとき、 提案の受け入れ先となり、提案された事業の審査を行う総合的な窓口がありません。また、市として、市民活動団体の存在や活動内容の把握が不十分に思われます。市の事業に市民活動団体等が関わることができれば、事業の質の向上が望めます。前述のように、現在も協働で実施している事業もありますが、協働による事業の継続性を確保する意味からも、市と市民活動団体が協働で事業を実施する仕組みづくりや、協働の事業を推進する環境づくりが求められます。

目標

市民と市が協力して事業を実施するための仕組み、優れた協働事業を継続的に実施する仕組みが確立されること。

また、様々な組織が市の事業等の情報を得ることができる手段や場が整備されること。

さらに、同じ分野で活動している市民と市職員が交流を深め、協働事業の質が向上すること。

取り組み

ア 協働事業の提案受け入れ窓口等の設定

地域コミュニティ組織や市民活動団体等から協働事業の提案を受けられるよう市に総合的な窓口が設置されることが望ましいと考えます。提案された協働事業を担当課へ割り振るだけではなく、実現可能性の判断や実現に向けた調整を行い、事業の審査を行うといった窓口の体制の整備を望みます。さらに市職員の協働への意識を高め、市の施策全体に協働の視点を取り入れていくことが重要です。

また、協働には、委託、共催、助成等、様々な形態が考えられるので、協働事業の推進に当たっては、広い視野を持って取り組むことを期待します。

イ 市と各種組織の**情報共有手段**の整備

◆市民活動支援センターに市と各種組織の**情報を集約**する。

『①「地域コミュニティ組織」、「市民活動団体」、「企業等」の連携』の取り組みでも述べたように、市民活動支援センターを様々な情報の集約の場とすることを望みます。

ウ 市職員と各種組織メンバーの交流の場の設定

現在、市職員の市民活動団体等への理解を深めるため、市民活動支援課が 主導し、交流の場となる「協働のまちづくり研修会」を開催しています。今 後は、回数を増やし定期的に開催する、テーマを設定し、テーマに沿った担 当課、関係団体の交流・勉強の場とするなど、開催の手法をより工夫するこ とを望みます。

(3) 市民活動団体(NPO団体、ボランティア団体、 ワーカーズコレクティブ等)を対象とした 実態調査

現状と課題

様々な組織の連携を図り、協働を推進していくためには、各組織の実態を把握し、需要に即した支援等を実施する必要があります。

地域コミュニティ組織の活動内容等については、現在、市は事務局となる部署を通じて、概ね把握している一方、市民活動団体に関しては、団体の数や活動内容の把握が不十分な状況となっています。公共を担うパートナーとして、市民活動団体の活動を把握することが、協働を拡充することにつながるものと考えられます。

目標

市が市民活動団体の存在及び活動内容等を把握し、団体の需要に即した支援 を実施することにより、市民活動がより活発に行われること。

また、調査により把握した団体の情報を活用し、団体の専門知識を生かした協働事業等が実施されること。

取り組み

市民活動団体の

活動実態や協働の事例、活動していく上での課題等を調査する。

市民活動団体(NPO団体、ボランティア団体、ワーカーズコレクティブ等)を対象とした実態調査を実施することを求めます。市民活動支援センターにおいて、団体登録で得ている情報をもとに、団体が活動しているうえでの課題等を調査することが望ましいと考えます。

また、市内の団体を知ることができるツールとして、調査の回答結果を冊子にまとめることを望みます。

- I 調査対象:市民活動団体(NPO団体、ボランティア団体、ワーカーズコレクティブ等)
 - Ⅱ 調査実施主体:市民活動支援センター
- Ⅲ 調査項目等:名称、活動内容、活動実績・協働事業の実績、活動している上での課題等

(4) まちづくりに資する団体への必要な支援方策

現状と課題

市民活動の拠点として平成24年度に「市民活動支援センター」が設置されたことは評価されます。

現在、市民活動支援センターを会場として、市民活動支援センターと市民活動団体等の協働で、団体が得意とする分野の事業や講座などが開催されており、市民生活の支えあいの一助となっています。

さらに、市民活動支援センターは市民活動団体の活動の場として機能するだけではなく、市民活動団体のスキルアップを図るため、会計処理や広報、資金調達方法の講座等を開催しています。また、NPO運営の悩みに専門家が答える個別相談会等も開催しています。

このように市民活動支援センターは、市民活動団体の拠り所として、定着してきています。

一方、実際に多くの団体の利用が進むなか、実態に即した同センターの活用 を図るため、利用団体等の意見を取り入れる体制づくりが求められます。その ことによって、市民活動団体等の活動がより活発になることが期待されます。

また、団体が社会貢献活動を行っていくにあたり、無償での活動には資金面で限界があるのが実情です。資金面での支援制度を充実させていく必要があります。資金面での支援に関しては、民間事業者が募集している補助事業等も多くあるものと思われますが、各団体が独自に情報を収集することには限界があります。

目標

まちづくりに資する団体が使いやすいよう、活動の場、資金面での支援制度が整備されること。

また、市が民間事業者と団体の橋渡しをすることにより、団体の活動がより 活性化すること。

取り組み

ア 市民活動支援センターの運用方法の工夫

市民活動支援センターを利用している団体等の意見を取り入れ、同センターの運用方法をさらに工夫していくことを望みます。市民活動団体等の事業の規模や幅が広がり、活動自体の活性化につながるものと考えられます。

イ 資金面での支援制度の整備

市が、まちづくりに資する団体への資金面での支援制度を充実させることを望みます。制度の整備にあたっては、しらこばと基金助成事業等の助成対象経費を、まちづくりに資する団体が活用しやすいような項目に整理すること等が必要であると考えます。

ウ 民間の補助事業等の情報収集・提供

市民活動支援センターでは、公益財団法人等が実施する補助事業の情報を 各団体へ提供していますが、積極的に情報を収集し、支援の充実を図ること が望ましいと考えます。

4 自治基本条例のさらなる普及について

平成21年9月に自治基本条例が施行されてから6年がたちました。市民が 主役のまちづくりを進めるための最高規範となる本条例の趣旨が市民一人ひと りに行きわたるよう、普及に向けた努力を続けていく必要があります。

推進会議では、過去の報告書及び答申の中で継続して、条例の普及について 提言してきました。その提言が実行に移され、普及の取り組みも進んでいます が、継続して普及啓発を図ることが求められます。

このたび、推進会議では、協働のまちづくりを進めるための協議と併せて、 普及に関してもさまざまな意見交換を行いました。その内容を以下に示します。 これらを参考に、市としても積極的に普及啓発活動に取り組むことを提言しま す。

◆小学生に向けて「自治基本条例」の啓発品を配布する

自治基本条例の普及の取り組みとして、現在、小学6年生を対象に自治基本 条例の子ども版パンフレットを活用した授業が行われています。その取り組み に加え、「自治基本条例」の文言が入った文房具等の啓発品を配布することがで きれば、小学生等にも言葉として身近に感じることができるようになるものと 考えます。

◆教員を対象に自治基本条例の研修を行う

授業の中でパンフレットを活用し指導を行う立場である教員を対象として、 自治基本条例に関する研修等を希望制で開催できると、より有効な活用が図られるものと考えます。

◆若い世代に向けた取り組み

今後は、小学生だけではなく、中学生、高校生等、様々な段階で自治基本条例に触れる機会を作り、自治基本条例の趣旨を着実に根付かせていくことを期待します。若い世代にまちづくりに関心を持ってもらう取り組みとして、空き家等を、若い世代がまちづくりについて学んだり、交流をしたりすることができる施設として活用できると良いのではないでしょうか。

◆出張講座の活用、イベント等での講座の実施

市の取り組みとして、「出張講座」というものがあります。しかしながら、その存在を知っている人が少ないように感じます。改めてPRをしていけば、ま

ちづくりがより一層進展するのではないかと思われます。人が集まるイベント 等で自治基本条例の講座を実施することも有効であると考えられます。

さらに、自治基本条例の趣旨を浸透させるため、講座等を開催するだけではなく、まちづくりに資する活動等をメニュー化し、実際に体験できるようにすると良いのではないでしょうか。子ども、大学生、社会人等、様々な年齢層に向けて色々なメニューを用意できると、より効果的であると考えます。

◆各種団体の実践した事例を、協働事業としてホームページ等でPRする

地域コミュニティ組織や市民活動団体等の活動の事例をホームページ等で紹介し、そういった活動が自治基本条例の実践でもあることを伝えていく、といった方法が有効であると考えられます。具体的な事例を示すことができれば、市民がまちづくりを身近なものとして感じられることと思います。現在、市民活動支援センターが登録団体の情報をホームページで公開しています。その内容を発展させ、団体や活動の事例を、分野ごとに整理して公開することができれば、より一層効果的であると考えます。

◆ツイッターやフェイスブックなどSNSを活用したPR

組織間の情報伝達手段の整備の項目でも記述したように、ツイッターやフェイスブック等のSNSツールを活用、併用することによって、よりPRの効果が得られるのではないかと考えます。

5 むすびに

越谷市が自治のまちとして発展していくためには、私たち推進会議委員を含め、市民一人ひとりが越谷市を自分たちのまちとして、さらに良いまちにしたいという思いで市政に積極的に関わることが必要です。また、市民と市がお互いに連携・協力し、共に手を携えながら実際に行動していくことが大切です。

越谷市では、これまでも「参加と協働によるまちづくり」が推進されており、 自治会やコミュニティ推進協議会などの地域コミュニティ組織及びNPO法人 やボランティア団体などの市民活動団体が、協働の担い手として積極的に活動 しています。

しかしながら、このたびの報告書でまとめたように、協働によるまちづくりが進展していくにあたっての課題は数多くあります。本報告書で提言した内容について、市長のリーダーシップのもと、事業が具体的に予算化されるなど、課題の解決に向けた取り組みが行われていくことを期待します。

越谷市では、平成27年度から中核市に移行し、これまでよりも市民に身近なところできめ細かな市民サービスを提供することができるようになりました。このような状況の中、今後とも、市民から広く募集して選んだ本条例のキャッチ・フレーズ、"みんなでつくる 住みよい越谷 自治のまち"にふさわしい越谷市の実現に向けて、一歩一歩、着実に前進していくことを切に望みます。

6 越谷市自治基本条例推進会議 委員名簿 (第3期)

会長 佐々木 一 彦 副会長 石 崎 一 宏

	氏	名		ふりが	な	備	考
公募による市民 	黒田	岳	志	くろだ た	けし		
	駒 峈	崎 美佐子		こまざき る	みさこ		
	齋 菔	慶	治	さいとう 1	ナいじ		
	白岩	台 尚	子	しらいわ	たかこ		
	鈴木	、 陵	平	すずき りょ	うへい		
	渕 里	予 彩	子	ふちの あ	やこ		
	松。原	千	廣	まつばら	ちひろ		
	村田	惠	子	むらた け	いこ		
コミュニティ組織の推薦する者	石峭	5 —	宏	いしざき か	ずひろ	越谷市自治会連合会 副会長 (越谷市コミュニティ推進協議 コミュニテイ推進協議会 会長)	
	原田	割物	佐	はらだ そ	うすけ	越谷市コミュニティ推進協議 (越谷市自治会連合会 会長・起 テイ推進協議会 会長) 平成27年8月 辞職	
	戸巻	}	正	とまき た	:だし	越谷市コミュニティ推進協議 平成27年11月 委嘱	会 副会長
	三 濱	善善	道	みさわ よ!	しみち	越谷市市民活動支援センター 登録団体推薦者	
	大 野	予 静	香	おおの し	ずか	越谷市男女共同参画支援セン 登録団体推薦者	ター
学識経験者	雨宮	。 昭	_	あめみや し。	ょういち	地方自治の専門家 獨協大学法学部総合政策学科	名誉教授
	佐々オ	: –	彦	ささき かっ	ずひこ	行政経験者 元足立区教育委員会教育長 元文教大学人間科学部非常勤	講師
	横	₹	豪	よこや た	:けし	法律の専門家 弁護士 (埼玉弁護士会越谷支	部)